それは十分考えてやるべきではないかということを改めて申し上げますので、その点よろしくお願いしたいと思います。

それから、石川県、どこだっけ、わかりまし た。羽咋市、人口3万弱です。この羽咋市の市 長というのは新聞記者上がりの方でして、私は 2年ほど前の地方自治経営学会に参加させてい ただいたとき、その羽咋市の市長の事例発表に ひどく感銘をしてまいりました。非常に学ぶべ き点が多いし、市政運営をしておりますので、 そこに職員の研修を目的にして派遣をしたいと いう意向をちょっと伺ったのですが、これらに ついても、先進都市に向けて、職員の研修とい う点についても、厳しい予算ではあると思いま すが、あしたにつながる糧だと思いますので、 ぜひここら辺については十分に考慮をして予算 執行に当たっていただきたいということを最後 に申し上げまして、質問を終えたいと思います。 よろしくお願いしたいと思います。

髙橋孝夫議員の質問

鈴木良雄議長 次に、順位4番、議席番号11番、 髙橋孝夫議員。

(11番髙橋孝夫議員登壇) (拍手) 1 1番 髙橋孝夫議員 ご苦労さまです。私は 革新クラブを代表して一般質問を行います。

通告をしております4点について、順次質問を申し上げますので、簡潔で明快な答弁をいた ただきますようにお願いをしておきたいと思い ます。

質問の第一は、平成16年度施政方針についてです。この施政方針の中でも、今後のまちづくりで重要と思われる3点についてお伺いをいたします。

第1点目は、三位一体改革の完結までの対応

についてです。昨年6月27日の閣議決定で、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003が決定をされました。以降、地方財政、地方分権にかかわる三位一体の改革が言われ、その具体化として、平成16年度地方財政計画が昨年12月18日に発表されたところです。その意味では、平成16年度は国が進める三位一体改革の初年度がスタートした年ということになりますし、今後、平成18年度までの3年間は、国と地方の財源配分がさま変わりしていくということになります。

平成16年度の地方財政計画は、施政方針でも明らかなように、対前年度比でマイナス1.8%、3年連続のマイナスとなっており、特に、地方交付税と臨時財政対策債の双方が減額となって、地方の財源保障の範囲が大幅に縮小したこと、そして地方債も9,800億円の削減が行われたことは、地方にとっては非常に厳しい内容となっていることはご案内のとおりであります。

三位一体の改革ということで、将来の税源移譲として、一つは所得譲与税4,249億円、二つは税源移譲予定交付金として2,309億円が新設されたとはいえ、中途半端なものでしかない状態では、地方の財源確保では苦悩が続くと言わなければなりません。

三位一体の改革はご案内のとおり、平成18年度までの小泉構造改革期間中に完結するとされており、昭和16年度以降は毎年、一つは地方交付税と臨時財政対策債が減額をされ、二つは、所得譲与税と税源移譲予定交付金を積み上げていくということになり、平成18年度でまとめて地方税への税源移譲を実施する予定とされています。

そこで、市長にお伺いをいたします。市長は、 施政方針で、全国で改革を実施をしている先進 自治体が昨年組織した市町村サミットと連携を とり合って、所得税や消費税について踏み込ん だ議論を行い、地方への税源移譲ができるよう、

5 9

国や県に対して具体的な提言や提案を行っていきたいと触れられています。私はこのことは大切なことだと考えますし、期待もしているところですが、施政方針で言われる国に対する具体的な提言や提案は、いつの時点までまとめられ、具体化する予定なのか、お聞かせをいただきたいと思います。

私は今のままでは三位一体の改革が決して抜本的な改革とはなり得ないのではないかという 危惧を感じていますし、期限もあることから考 えても、そんなに時間はないと考えています。 その点も含めて現在の構想をお聞かせいただき たいと思います。

もう一つは、その提言や提案は、先進自治体でのサミットだけではなく、地方自治体が足並みをそろえられるような配慮と働きかけが不可欠と考えますが、そこはどのような展開を考えられておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

なお、先進自治体のサミットの討論経過を含めて、私ども議会にも報告をいただくよう、要望しておきたいと思います。

次に、財政課長にお伺いいたします。

一つは、所得譲与税についてです。平成16年度から地方への税源移譲として、所得譲与税が新設されたことは申し上げたとおりです。私はこの新設された所得譲与税の配分については問題があると考えます。財政課長からいただきました資料によりますと、所得譲与税は、国庫補助負担金の一般財源化に伴う措置で、総額4,249億円を人口に応じて配分するもので、都道府県と市町村に2分の1ずつ交付をされるということであり、長井市の平成16年度一般会計歳入では5,350万円が計上をされています。この人口に応じて配分されることになった結果、これまで長井市に配分をされていた国庫補助負担金と同程度になっているかどうかについて、まずお聞かせをいただきたいと思います。

私は、人口に応じて配分をするという配分方法では、これまでの国庫補助負担金とは乖離が生ずることとなり、結果的に実態とは合わない、いわば人口の多い都市部に有利な税制度となりはしないかということを心配しているわけですが、現時点での見解をあわせてお聞かせいただきたいと思います。

二つは、市の財政計画についてです。昨年12 月18日に発表されました地方財政計画以降、 各自治体は、平成16年度予算編成に苦慮され たという報道があったことはご案内のとおり です。財源不足を積み立てていた基金などの 取り崩しで何とかつじつまを合わせた自治体、 急遽、歳出を大幅に削減をするという荒療治 でしのいでいる自治体、あるいは財源不足を 承知で乗り切ろうとしている自治体など、対 応はさまざまですが、一様に言われているこ とは、平成16年度は何とかしたが、平成17年 度予算編成ができないということが言われて います。長井市は果たしてどうなのでしょう か。この間、財政課では、大変な頑張りの中 で財政計画を示されてまいりました。しかし、 これまで示された財政計画では、以降、対応 できないのではないかと私は感じています。 新たな財政計画の策定作業に入る必要がある と思いますが、どう着手されようと考えてお られるのか、お聞かせをいただきたいと思い ます。

私はそのためには、一つは、平成18年度までの動向をしっかりまず見きわめていくこと。そして二つは、政府のプライマリーバランスの達成時期は2013年としていますが、団塊の世代の退職後と、その生計を立てるためにも以降7年間をどう組み立てるかが大切であると考えますし、そのためにも毎年度の予算編成でつじつま合わせをすることは最もまずいことと考えます。この観点で、財政計画を示していくことが大事だと考えますが、見解を

お聞かせいただきたいと思います。

再度、市長に伺います。3月4日の本会議に おける市長の施政方針の最後の方で、市長は、 「長井市は財政再建の正念場を越えれば、明 るさが見えるときになっている」と、施政方 針には記述のない内容をつけ加えられました。 これまで長井市の財政再建では事あるごとに 市長は、平成16年度の公債費負担のピークを 乗り越えれば、財政には余裕ができると説明 をされていますし、平成17年度以降は、事業 も展開できると言われてきたと記憶をしてい ます。しかし、本当にそうなのか、私は疑問 です。確かに、先ほども答弁の中で触れられ ておりましたが、公債費負担のピークは過ぎ ることとなりますが、果たしてそれが余裕が できるとか、明るさが見えるときとか、事業 が展開できるということにつながるのでしょ うか。平成16年度の地方財政計画を見れば、 今後とも地方交付税と臨時財政対策債は激減 していくことは明確ですし、交付税自体がこ れまでの借金の形で先食いをされているとい うこと、その意味でもまさに平成16年度は交 付税の転換点にあるということを考えれば、 公債費負担が軽減となる分は、事業ができる ということにつながるのか、私は疑問です。 今後の推移をしっかり今は見きわめていく時 期と考えますが、市長の見解をお聞かせいた だきたいと思います。

第2点目は、市制施行50周年の事業の考え方について、市長に伺います。

平成16年度長井市一般会計予算を見ますと、 市制施行50周年記念事業費として、一つは記 念式典、祝賀会委託料425万円、東京芸術大学 コンサートとベートーベンの第九交響曲の合 唱540万円、子供将棋大会75万円、新聞とテレ ビの広告料105万円、合計1,145万円が計上を されています。

長井市が昭和29年11月15日に誕生してから、

50周年を迎えることは大きな一つの区切りで あり、それを祝い、記念事業を展開すること は、これからのまちづくりを進めるためにも 必要なことと私は考えます。私はその記念事 業を展開する意味で何よりも大切なのは、一 つは記念事業が一過性のものであってはなら ないと思うこと、二つは、後世代に、50周年 事業の結果がきちんと残るものに仕上げてい く必要があると思われること。三つは、50周 年を迎えて、行政はこういうふうに変わった と言えるものを目指していくこと、そしてそ れを継続をしていくこと、このことこそ財政 難という状況下と、これからの長井市のまち づくりに資する意味で大切なことと考えます。 その意味から二つのことを提言したいと思い ます。

一つは、長井市の財産として、市民が集い、 汗を流し、生涯にわたって学習することので きる施設整備を50周年記念事業としてスタートして後世代に残していくこと。具体的には、 これまでも申し上げてまいりました置賜生涯 学習プラザ東側のグラウンド整備をスタート させることはできないかということ。

二つは、行政が住民のところに出かけていって、長井市の行政目標とか、今後展開していこうとする内容を説明し、意見を聞いていく、いわゆる「行政による出前講座」をスタートさせ、それを継続していくことができないかということであります。

長井市が市制施行して50周年を迎え、年次計画ではあっても事業を展開し、数年後に市民が享受できる、総合的に生涯学習を展開できる施設整備を進めることは後世代に財産として残すことができるものと考えますし、「出前講座」のスタートと継続は、長井市の第四次基本構想で言う「協働・創造・未来の鼓動・実感、"ながい"」このことを具体的に進める第一歩となり、本格的に検討に入ると

6 1

施政方針にも触れられているまちづくり基本 条例の序章ともなると考えますが、いかがで しょうか。

施政方針で触れられているように、「長井市が発展してきた歴史的な経過を振り返り、長井市のよさやすばらしさを認識し、未来を見据えていきたいと思っております」という考え方を実践する上でも、ぜひとも検討いただきたいと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

第3点目は、米政策改革の具体化と考え方に ついて農林課長に伺います。

施政方針では、米づくりはこれまでの国による減反配分から、農業者が主役になる調整へと移行する米政策改革が進んでいます。これは生産者みずからがみずからの農業を決定し、地域農業として発展する方策を考える時代になってきたと言えます。良食味米づくりや、転作の本作推進について地域で議論を交わし、農業者それぞれが地域間競争に立ち向かう、自主的、主体的な取り組みを推進してまいりますと触れられています。私はこのことも非常に大切なことと思いますし、具体化に当たっては行政が将来構想をしっかり持って、リードしていく必要があると考えています。

先日、置賜総合支庁農村計画課からお聞きしました内容によりますと、米政策改革大綱では、平成13年度から平成22年度までに、米づくりの本来あるべき姿を実現するということで計画をされ、平成16年度から具体的に展開をされるというものであるということ、そして、市町村では、地域水田農業ビジョンの策定を急ぐことになっているということも伺ってまいりました。

そこで、農林課長に伺います。長井市では、 この地域水田農業ビジョン策定のため、現在 どういった取り組みを展開しておられるのか、 そして、策定時期はそう遠くない時期と思わ れますが、いつごろと想定しておられるのか について、お聞かせをいただきたいと思いま す。

私は、この米政策改革大綱を受けて、県が進めている水田畑地化事業を、長井市がどういった構想を描きながら進めていくのかということが大事になってくると感じます。食糧自給率を高めていくためにも不可欠なことと考えているところです。

そのために、私は、一つは、この改革を単なる減反の調整として位置づけていくのではなくて、長井市の農業を全般にわたって今後どう展開をしていくのか、どのような構想をもとに進めていくのかが大きなポイントとなること。

二つは、それに基づいて、個々の農業者や集落単位の生産組織という枠組みに矮小化して 完結をさせるという手法は極力避けていかな ければならないと思うこと。

三つは、現在、米を生産している農地であっても、水田農業に適しているところと、将来にわたって、畑地として生産をするところを区分することで、良質で良食味のある水田農業を展開するところと、排水対策や基盤整備が容易で、生産性の高い、長井市にあった畑作物や園芸作物を生産できるところを合意のもとに決めていくこと、いわゆる長井市における適地適産体制の基盤を確認をしていくこと、

四つは、そのために生産者や生産組織と十分な話し合いを展開をしていくことが今求められていると考えます。もちろんこのことは簡単にできるとは思いませんし、大変な時間と労力、そして根気がいる取り組みともなりますが、改革大綱が言う転作から本作へということを将来にわたって展開するということになれば、この視点は大切だと私は思います。時間と労力が求められるわけですが、水田として適した農地を

畑地に転換するということはどう考えても、生産性を考えても合理的ではありません。そういった状況をつくらないためにも、申し上げました視点で取り組みを進める必要があると私は考えます。この点での農林課長の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

質問の第2は、学校給食共同調理場の委託に ついてです。

市長に伺います。12月定例会で、私は教育委 員会、あるいは学校給食共同調理場業務委託検 討委員会での議論の中でも、民間委託による財 政削減効果は8ないし9年後にならないとあら われないという指摘があり、今急いで民間委託 をするメリットはないし、逆に持ち出しになっ てしまうと申し上げました。市長はそうではな いということで、資料を出されて、職員が15名 退職して5名の新規採用だから云々という答弁 をされました。これは本当にそうなのですか。 市長は単純な計算だとおっしゃいますが、そう はならないのではないですか。現に、先の予算 内示の際にも、予算編成に大変苦労したと言わ れ、施政方針でも歳出の抑制策以上のスピード で三位一体の改革が進んでいることから、最低 限の施策を措置するものになりましたと、触れ られています。議会に対しても、16年度、17年 度は視察も控えてほしいと述べられています。 そういった状況にあるにもかかわらず、調理業 務を委託するという根拠はどこにあるのか、12 月定例会のように、大丈夫と言えるかについて、 お示しをいただきたいと思います。

財政課長にお伺いいたします。12月定例会予算委員会の答弁では、財政計画にあるからということを述べておられますが、平成16年度予算編成では、財政計画で予定したものについてもカットせざるを得ないというのが実態ではないかと私は思います。ほかにも、委託料や補助金などで大幅にカットしているのが現状であり、委託することで当年度での財政効果がない。逆

に持ち出しとなる委託をすることが財政にどう 影響するのか、1年間5,000万円の支出に本当 に耐えられないことはないと思いますが、耐え ることがどういう影響をもたらすのか、財政課 長の目での見解をお聞かせいただきたいと思い ます。

第2点目は、業者選定の経緯と判断の根拠に ついて、教育長にお伺いします。

いただきました資料によりますと、業者は、6社になったということであります。いずれも東京都と埼玉県にある業者ということであります。どのような経緯でこの6社をプロポーザル方式の業者として選定をされたのか、長井市がどのような働きかけや公募などをしてきたかも含めて、まずお聞かせをいただきたいと思います。

また、既に、業者選定委員会では、委託業者を特定されたとお聞きをしておりますが、その際の判断はどのようなものであり、その際、6社の採点も含め、具体的に内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

今後の日程を見てみますと、いよいよ業者との契約を交わすということになります。今回は公募型プロポーザル方式による業者選定ということになり、その業者との契約締結は随意契約と同様になると考えられます。そうであれば、契約はその調達内容が随意契約の要件を満たしていることが必要となるわけですが、今回の場合は、随意契約の要件を示している、地方自治法施行令第167条の2の7項目の中のどの部分に該当すると判断されておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

第3点目は、人材派遣となるのではないかに ついて伺います。

12月定例会で蒲生吉夫議員が質問されていますが、明確な答弁がなされておりません。教育長は、一般的な姿からは若干ずれることになるが、請負という形で実施できると、教育委員会

では受けとめたと答弁され、同時に、調理場の 機械や器具の使用を無償にするのか、有償にす るのかについてはまだ決定していないというこ とも答弁されています。

そこで、お伺いしますが、一つは、一般的な姿ではないが請負でできるという判断は何に基づいてされたのか。二つは、調理場の機械や器具の使用はどのような形態になるのかについて、大切な判断事項となりますので、お聞かせをいただきたいと思います。

質問の第3は、斎場の委託について市民課長 に伺います。

平成14年度から委託という形態がとられてきています。しかし、毎年度の入札では落札者がいないという状況が続いており、その都度、かなり変則的で本来あるべき姿とは言えない形で委託が続けられてきたという状況にあることはご案内のとおりです。平成16年度の委託業者を決める入札の資料によりますと、2月2日に入札会を実施したが、入札結果は不調に終わり、第2回目の入札で最低価格者となった株式会社JAサービスおきたまと協議をした結果、平成15年度受託金額の794万5,350円では赤字であり、常時作業をしている火夫2人以外の補助分180万円は持ち出しとのことで、協議は成立しなかったということであります。

その後、お聞きするところによりますと、シルバー人材センターが委託業者となったということのようですが、まず2月12日以降の経緯についてお聞かせをいただきたいと思います。

この斎場業務の委託についてはいろいろな議論がありました。平成14年度当初、委託業者の中にはシルバー人材センターが入っており、議会でもさまざまな議論があって、最終的にはシルバー人材センターは辞退をするということで、これまで株式会社JAやサービスおきたまと委託契約をしてきたということになっています。

議会の議論は、一つはシルバー人材センター の運営形態においても、入札などで競争できる 業者とは言い難いこと。二つは、シルバー人材 センターは民間とは言い難いこと。むしろ三つ 目は、高齢者ではなく、比較的若い人の雇用を 考える必要があることという内容で議論が展開 をされたと記憶をしています。にもかかわらず、 今回、シルバー人材センターが委託業者となっ たことは理解できません。確かに上山市では業 務委託をしているようですが、それは当時でも 同様でしたし、シルバー人材センター会員に経 験者がおられることも前回とは変わりません。 状況が何ら変化をしていないにもかかわらず、 なぜシルバー人材センターとなったのですか。 この間の議会での議論はどのように整理をされ たのですか、お聞かせをいただきたいと思いま す。

私は、前にも申し上げましたが、委託すれば、 必ず後年度に委託料ははね上がると申し上げて まいりました。この事態に立ち至っては、もう 一度委託の目的がどう達成をされたのかをとら え返すことが私は必要と考えます。民間に委託 したことで、本当に新たな雇用が生まれたのか、 安ければどんなところでも委託していけるのか などについてとらえ返し、同時に、民間ででき ないということであれば、行政で運営するとい う基本に返ることが求められているのではない かと私は思うのです。斎場は、人間としての生 存を全うし、最後に遺骨となる、いわば人間と して扱われる最後の部分であり、厳粛なもので あります。安ければどこでもいいというもので はないと私は考えます。平成16年度は一たん事 務管理公社の業務として運営し、1年間あり方 を含めて検討することが、私はあり方としては 当然と思いますが、なお、市民課長の見解をお 聞かせいただきたいと思います。

質問の第4は、長井市ポイ捨て等防止条例の 考え方について伺います。施政方針では、環境 美化を目的とした条例を提案申し上げ、大いに 議論していただき制定を目指してまいります。 飲料缶、たばこ、犬のふんなど、ポイ捨てを監 視していくとともに、市民みずからのモラルを 向上し、まちをきれいにしていくことで、まち 並みや農村の美しさを実感できるまちづくりを 進めてまいりますと触れられています。大変い いことだと私も思います。

そこで、基本的なことについて幾つか伺います。一つは、空き缶やたばこの吸い殻、さらに 犬のふんなどが捨てられたり、放置されている 実態がどの程度なのかという点についてです。 空き缶のポイ捨てやたばこの吸い殻などは以前 にも増して捨てられているのか、犬のふんの後 始末は、前にも増してできていないのか、市民 からの苦情が相次いでいるのかなどについて、 まずお聞かせをいただきたいと思います。

二つは、こういった条例がなければ、市民の モラルは向上しないかという点についてです。 私は数年前に比較をすれば、捨てられている空 き缶やたばこの吸い殻は本当に少なくなったと 感じています。それは、同時に、ほかのごみな どについても同様です。以前は、スーパーや、 コンビニの袋ごと捨てられるケースが多かった のですが、それも少なくなったと感じています。 市民のモラルとか意識がこの間のごみの分別収 集や環境教育、さらにコンビニに行けば、ある 程度のものが捨てることができるようになった などがその要因と私は思います。こういったこ の間の変化をどう評価をしているのでしょうか。 この条例がなければ市民のモラルの向上は促せ ないという状況にはないと、私は感じます。

三つは、この条例でいう氏名の公表、あるいは過料を科するということまで必要なのかという疑問です。

そして、四つ目は、条例を設定した後、その 実施のために、だれがどういった権限を持って、 啓発活動や勧告、報告を求めるのか、という業 務を行うのかという点については不明確なこと。 そして五つ目は、例えば公職選挙法上などで 行うことができるというふうにされているチラ

行うことができるというふうにされているチラシ配布活動などの活動は制限されることにつながらないかという心配です。

以上の点についてお聞かせをいただきたいと 思います。

私はちょっと今回の条例提案は性急であって、 もう少し整理をする必要があるのではないかと 考えます。この間、長井市が制定をしてきた環 境保全条例や、ダイオキシン等から市民を守る 条例、そして環境基本計画が、具体的にこの間 どう実践をされてきたのかをまず検証し、今後 どういった対応をしていくのがベターなのかを 整理をして、実施に移してもおそくはないと考 えますが、なお、この点での市民課長の見解を お聞かせをいただき、以上で壇上からの質問を 終わります。

ご清聴ありがとうございました。 鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。 目黒栄樹市長 ご答弁します。

三位一体の改革までに今後どうするかと、こ れは先進自治体が、改革派サミット、これはこ の2回目を4月に大体行うことになりました。 1回目も直接官邸に次の日持ち込んで議論した ようでありますし、それから、金子一義行政改 革担当相と、その夜議論もしましたからね。こ れは実のある議論をしていきたいということで すよ。そして、それは国とやっぱりちょうちょ う発止てやりたいと。私は「ホット・トーク」 等でも述べましたが、所得税というのは、今、 地方交付税でも一応32%返ってくることになっ ているのですね。地方交付税の原資は、所得税 が32.0、法人税が35.8%、酒税が32.0、たばこ 税が25.0、消費税が29.5、それを返すのを原資 としてやると、こう言っているのですが、この とおり年々減らすなら、一体その原資はどこに 行ったんだと、こういうことになる。現実に今

度は説明を求めると、バブルのときに22兆円、 それがあったのが、今11兆円しかないから、赤 字地方債になって削減しなければいけないんだ と、現実はこうだと、こうなってくるわけで、 それならば、改革派サミットの一つの議論は、 地方交付税といういわゆる小さいところ、弱い ところの自治体に対する保障は、これは残すけ れども、骨格の所得税、それから消費税、これ は32ではだめだと、29.5ではだめだと。4割だ と。それから国、地方というのは間違いだと。 国、県、市町村なんだと。国が半分取っている って今は、税金も。これはやっぱり国が4割引 っ込んで、市町村を1割ふやすというのが、ま ずこの所得税と法人税では必要なのではないか と。最初はたばこ税だけよこすという話だった のですよ。ですから、市長会でも猛反発をしま して、全国知事会も猛反発をして、やっぱりご まかして所得譲与税と、こうなったわけでしょ う。3年後に考えるみたいな話になって、それ 小出しですよ。だから、それははっきりと国民 にわかるように、半分ではなくて4割だよと。 4・2・4でどうだと。特に市町村に4をまず 配分するべきではないかと。所得税と消費税は、 消費税はこれからある程度安定税源であります ら。そして、なおかつ、あと法人税なんかはや っぱり都会に本社があるわけですよ。それはや っぱりどうしても本社のところに偏りがちです。 酒、たばこも、それはもう人口密集地、例えば 東京にいてたばこを3箱吸えば、東京の消費税 になっちゃうんだな。たばこ、出稼ぎの前に持 っていったなんていうこともありますけれども、 この都会の消費地の方が、やっぱり酒、たばこ なんていうのもどうしても有利になってしまう。 だから、こういったことは原資にもいいけれど も、今度は小さい地方に対して、それは地方の 発展をするための地方交付税という本来の趣旨 に見合ったものは残すと。でも、原則はやっぱ り所得税や消費税でやるべきではないかという

議論が、都会を中心に強いと、私は二十数名の 改革派サミットでは思います。私は、この改革 派サミットだけではないんですよ。これは、基 本は私は市長会だと思っています。私が一番あ れは。県なんかはもう率直な話、南陽市長に言 わせれば、東根と長井ばっかり議論しているも のだから、時間食ってしようがないとか、おれ も時々茶々入れるものだからって、ほかの人お となしくてなんて、そんな話をしていますが、 これは言わざるを得ないときは言わざるを得な いんです、それは。やっぱり政策提言ですから、 そういうところでもちゃんとやります。

東北市長会でも、私は山形県を代表してとは 言いませんけれども、必ずとにかく主張はしま すが、全国市長会になると700人に1人ですか ら、一遍しゃべれば終わりなのですよ。名物い っぱいいるんだな。出雲市長だとか、道路特定 財源だ、気仙沼市長だとか、加茂市長だったら あの問題だとか、終わっちゃうんですよね、あ っという間に、時間が。やっぱり言いっ放しに なるから、改革派自治体だと、議論を深めよう ということでありまして、両々相まって、その 地方の声はしっかりとやっぱり届けていかなけ ればいけないと。それはもう要請とかお願いと かいうのではなくて、具体的な数字も挙げて、 期限も入れて、やっぱり提案だと、提言だと。 ここがやっぱり改革派サミットの一番重視して いるところでありますので、そういった活動を していきたいというふうに思っております。

50周年の事業について、ご提案がありました。施設整備と行政の「出前講座」、あれは行政の「出前講座」というのはいいですが、山形でいうと部長、課長なのですね。ところが、こういう自治体になると、やっぱり市長みずからが来いと、一遍そういうふうにしようかなと思ったのです。これはそうなんですよ。市長に伝えておくと言われるともうそれで終わっちゃうから、それはやっぱりだめだと、みずから来いという

ことになって、今でも通年で20、最高で40ぐら い、地区長会とか何とかいう、87分会がありま すからね。そのかわり大きな自治体等もあって、 ようやくこの間のきのうの日曜日の時庭で一応 の区切りはついたのですが、こういう座談会等 をやっておりますし、また、西舘新しくできた から、来年ぜひ来いとか、1年に一遍。それか らもう秋はあれだとかって、それはやっぱりそ うなりますから、私はできる限り地元の市会議 員の皆さんもご一緒にそういうところに行きな がらやった方が、やっぱりいいのではないかと。 山形の「出前講座」というのは部課長の皆さ んでおやりになっているようですが、長井あた りですと、それではだめだと、言い方が悪いで すが、飽き足らないというふうに言われる可能 性もあるということをご理解をいただきたいと 思います。そのためにできるだけの夜のあれも 頑張っているというところであります。

施設整備につきましては、確かに冬のスポー ツ施設、ドームと言わないような、土の体育館 みたいなような、ああいうのが欲しいなという 声が随分ありますよ。私もやっぱりそれは、こ の市民の皆さんの声だと思いますが、ただ、人 口減少社会のときというのは、人口減少して建 物が実際余ってくるのですね。やっぱり効率的 にやらなければいけないのですよ。一町をひと つ全部フルセットなんていうのはできないわけ ですから。ここをやっぱり合併なら合併の一番 の目玉として各町ごとに、ひとつ共通に、四つ でみんな使えるような、今までのあれで言えば、 そういうことで、この考えていくべきあれなの ではないかと。今、50周年だから、施設をとい うのはやっぱり合併の推移を見ながらというほ うが正しいのではないかと、私は思っていると ころであります。

それから、明かりが見えてきたというのは、 これは財政再建、行政改革の明かりが見えてき たと、私は申し上げております、これはね。予 算編成上、明かりが見えてきたまでは踏み込ん でおりません。これはそうではないからですよ、 現実。ことしだって6億なんぼ減らされるわけ ですから、来年とにかく行政改革、財政再建の これはピークはことし超えますよ。21億9,000 万が、10億2,000万ぐらいかな、6億7,000万ぐ らいずつ、今度は公債費が少なくなる、これも ほとんど全部そうですよ、これから。後でボコ っとふえるなんていうことはない、財政計画で。 繰り上げ償還も公債費負担適正計画もしたから、 ある一定程度だから、ここは財政再建、行政改 革の明かりが見えてきました、きたということ は報告できると思います。そうでなければ、来 年、予算組めないで、公式な市長会でもおっし ゃる首長はいるんだからね。公有財産を売れる というふうにしてみたとか、賃金カットなんて 全部やっているけれども、それまだ妥結してな いのに、その予算に入れてみたとか、そうであ ってもなおかつ、ある村長さんなんか、あれで すよ、新聞で1億円足らないと言っているんだ よね。平良市なんていうのは、6億2,000万足 らないのは全部国のせいだといって赤字予算を 組みましたよ。そういう状態です。そういう来 年、予算が組めないというのは、もう決算がで きますからと。入りっこない収入だとか、膨ら ませたものは今度は二度と通用しないわけで、 そういうことは私はないだろうと。6億数千万 のカットがあるから。しかし、いかにもやっぱ り国のはちょっとひどすぎますからね。みずか らの行政改革を続けながら、ちゃんと提言、提 案をして闘うべきかはもう全国知事会も市長会 もかなり戦闘的になってきました。我々が飛び 出したなんていうことではなくなってきたね、 みんなね。悲鳴に近いような状態になってきま して、地方が反乱起こすぞなんていう話も出て くるぐらい、それはもうこれまで改革をなさら なかった皆さんはかえって本当に大変だろうと 思いますよ。そういった意味では皆さんのご協

力を得て、行政改革と財政再建の明かりが見え てきたところは。あとはできると、こういうふ うにご理解をいただきたいと思います。

共同調理場について、いいですか、2億円近 くかかっているのですよ。船山総務部長がよく 言う話ですが。今度の予算を見てください。 4,600万で大体プロポーザルができそうですね。 それから臨時収入が150万、搬送が1,900万、 6,700万ぐらいできるんですよ。買い物、魚の 買い物.....1,000万だから7,700万かな、2億が 7,700万になったと。これがスリム化と言わな いで何と言うのですか。しかも、買い物は全部 場長、補佐で地元のものを買うんですよ、ちゃ んと。地元の組合の皆さん、青物であろうと魚 であろうと、しっかりと。献立は栄養士がちゃ んと立てて、しかも、こっちにいいように、レ インボーのバイキング等も入れてやっぱりやる んですよ。いわゆるつくる部門だけなのですよ。 つくる部門に公務員がやった方がいいんですか というの。それは三食つくっているお母さん方、 民間というのがお母さん方ですよ。その皆さん は全部あれをやっておって、プロですよ、この 人たちは。しかも、プロポーザルで20人のうち、 9割以上は地元でやってもいいという提案をな さっていることがあるわけですから、それはき りっとこちらも求めていきますし、そういう民 間のお母さんに仕事をしてもらうと。これは雇 用対策で、スリムになって金かからなくて雇用 対策ができて、これがわからないというのが私 わからないですね、というふうにこれは財政効 果も非常にあるし、これはもう、だって10年ぐ らい前から、この間お亡くなりになった鈴木武 さんが行革の委員長のときから、共同調理場の 民営化というのはちゃんと言われていたのでし ょう。ようやくここで人員も削減して、これも ちゃんと人件費も下がってきて、今ちゃんと受 けられる余地が出てきたからやるわけでありま して、これは私は財政効果も非常に大きいし、

雇用効果もあるし、これは基本的に市民と協働という、ともにまちづくりをするという意味では、一つのやっぱり大きな一歩だというふうに思っているところであります。

以下につきましては、各担当課長から申し上げます。

鈴木良雄議長 佐藤 仁財政課長。

佐藤 仁財政課長 私の方から1番目の関係で 2点、それから2番目で1点、合計3点につい てお答え申し上げます。

最初の三位一体改革の関係でございますが、 国庫補助負担金の削減の状況、うちの方で見て おりますのが、もしあれが廃止されなかったと した場合には大体9,900万円程度入っておった だろうというふうに見ております。そのかわり といってはなんですが、新たな制度として、暫 定措置ではございますが、所得譲与税の制度が できました。これが先ほど議員が申されました ように、人口割で大体5,350万円、この割合を 計算してみますと、大体54%程度しか入ってこ ないというふうな状況下になっています。

それから 1 点目の二つ目の質問でございますが、新たな財政計画をどのように考えていくのかというふうなご質問にお答え申し上げます。

確かに髙橋議員がおっしゃいますように、国の方では17年度以降も交付税、それから臨時財政対策債、これらを削減していくというふうにはっきり言っております。といいますのは、交付税の特別会計におきまして、16年度末で大体50兆2,000億円程度になるというふうに見込まれております、国全体でなのですが。

それから、臨時財政対策債につきましても、 16年度末で大体14兆4,000億円、この臨財債に ついては将来全部交付税で面倒を見ますよとい うふうな言い方もしております。こういったこ とを考えますと、当然、これはその交付税は減 らさざるを得ないだろうと。これがどの程度減 ってくるのか、今のところ皆目検討もつかない わけでございますけれども、長井市の方で昨年の9月に策定いたしました財政計画では、大体1.8%から1.7%程度、交付税については減らすというふうな計画は策定しております。ただ、現実的にはこの程度で済むのかどうか、ちょっと不安がよぎるような状況になっていると。

それから、臨時財政対策債、これはあくまでも借金ではあるのですが、一般財源としても使うことは可能であります。これについても財政計画では交付税が減った分伸びるだろうというふうに計画書では見ておったわけなのですが、これも意に反しまして大幅減になっているというふうなことを考えますと、毎年毎年見直しを行っておりますこの財政計画、では、16年度の見直しではどのようにしていくのかと、大変難しい問題だなというふうに思っております。

昨年度もそうでございましたけれども、国の 方の概算要求、翌年度の予算に向けての概算要 求基準が固まって、概算要求額も固まった時点 で策定しても、これほどの違いが生じてきてい るというふうなことを考えますと、未端の市町 村、自治体ではどのような時期に、どのような 計画、見込みを立てればいいのかと、我々では 皆目見当もつかないような状況であることはこ れは否めない事実かなというふうに思っていま す。

ただ、はっきり申し上げることができることは、公債費負担適正化計画、それから土地開発公社経営健全化措置要領に基づく計画、これを推進しております。これらに基づいて、地方債残高をとりあえずまず下げますよと、それから土地開発公社、これも17年度、16年度はお休みでしたけれども、17年度に予定どおりに買い戻しを進めますと。これによって11年度末に28億4,500万ほどあったやつが、15年度末には8億数千万まで減ります。17年度にまた3億数千万買い戻しをする予定になっておりますので、大体5億円台まで減るだろうというふうに思って

おります。

こういった言葉は言っていいかどうなのです が、この財政計画を策定する前までは、土地開 発公社問題というのは市民の皆さん方には十分 にお知らせしていなかったのではないかという ふうに思っております。こういった、俗に言う 隠れ借金的なもの、これらまで何とか、先ほど 市長も申し上げましたけれども、解決のめどが ついてきたというふうな段階での新たな財政計 画、新たなといいますか、17年度以降の財政計 画になるわけなのですが、実は13年度から17年 度までと言いながらも、18年度までの見通しと して、今までも策定してきておりました。そう いった考え方から、17年度までの計画ではござ いますけれども、国庫補助負担金が18年度まで の間に4兆円減らしますよというふうなこと等 も考え合わせますと、17年度までの計画ではな くして、やはり18年度までの見通しではなく計 画というふうな形で策定せざるを得ないのでは ないかなというふうに考えているところでござ います。いずれにしましても、相当厳しい状況 下になることは間違いないだろうというふうに 思っているところでございます。

あと二つ目の給食調理場の関係でございますが、学校給食とか保育行政、保育施設、こういったものにつきましては、一般的な話でございますけれども、行政が直接運営するよりももう民間委託した方がずうっとコストが安いんだ、低いんだというふうに言われております。長井市におきましても、そういったことを背景にいたしまして、行財政改革大綱推進実施計画で、調理場については、調理場といいますか、調理業務等につきましては、民間委託の方向で進めるんですよというふうなことで策定をし、それに向かって進んできております。

お話をお伺いしますと、今現在、正職員と臨 時職員の方々が大体半々程度になっていると。 この正職員の方々がゼロになった時点で、例え

6 9

ばなのですが、民間委託に切りかえるとすれば、 一番安く済むというふうなことが言えるかもしれません。ただ、現実的にはそれは不可能だろうというふうに思います。それならばどの時点で、その民間委託に踏み切ればいいのかというふうなことを考えた場合に、この正職員が3分の1とか4分の1になる前に、半々程度に、今このような時期にやるのがまず一番いいのかなというふうに思われます。これが第1点ございます。

それからもう1点でございますが、先ほど市 長が申し上げましたけれども、職員の予定以上 の退職者が出ているようでございます。退職者 が全然いないときに、調理場の方から市長部局 の方に、まず職員引き上げになるというふうな ことをやった場合には、人件費の方で相当支障 が出るというふうなことは考えられます。その 辺を考え合わせますと、人件費にもそれほど影 響が出ないこの時期は、私なりに考えまして、 本当に一番いい時期であったのではないだろう かというふうに思っているところでございます。 以上でございます。

鈴木良雄議長 鈴木国男農林課長。 鈴木国男農林課長 お答えいたします。

質問の第1点目は、地域水田農業ビジョンの 策定のため、現在どういった取り組みを展開し ているのかについてお答えをいたします。

平成15年の12月22日に、長井市水田農業推進協議会を設立いたしまして、会長に、山形置賜農協経営役員の管野信夫氏にお引き受けをいただきまして、事務局が山形置賜農協と長井市で進めております。

1月27日の幹事会におきまして、生産数量、設定方針、また産地づくり交付金の配分等々にかかる対策の実施基準をご協議いただきまして、2月9日から18日まで、各地区旧農協単位でございますけれども、各地区において、米政策改革座談会を開催して、2月24日に推進協議会を

開催し、方針を決定していただいております。 今後は3月9日より17日までかけまして、生産 数量の配分説明会を開催する計画であります。 地域水田農業ビジョンにつきましては、3月下 旬、協議会を開催して決定をいただく考え方で 進めております。

ビジョンの方向性といたしましては、一つは 環境保全型農業を中心とした安全・安心の米 及び農産物づくりでございます。二つ目とし ては、土地利用集積により大規模化、個別完 結型から地域営農の推進でございます。三つ 目といたしましては、生産者と消費者が結び ついた販売戦略でございます。四つ目として は、所得向上対策として、園芸作物振興と施 設園芸の拡大を図ってございます。

次、水田畑地化事業を長井市がどういった構想を描きながら進めるのかでございますが、水田畑地化については、議員ご案内のとおり、平成13年度より、山形県が主導で精力的に取り組まれております。長井市の計画としては現在、勧進代地区における水路整備と連動し、平成16年度から水田農業研究整備事業において5ヘクタール取り組む予定であります。

農業者の意向でございますが、平成13年度実施アンケート調査をいたしまして、結果によりますと、5年間ぐらいの間に畑地化の移行はありますが、転作における大豆、麦等の補助金がどうなるのかというようなことを見きわめながら判断していきたいというような姿勢が大半であります。しかし、後継者が数年就労できる今後の農業経営を意識した場合、畑作振興などは必須の取り組みと思われます。農業産出額において、本市は13市中最下位の状況でございますが、この原因は米価の下落はもちろんでございますけれども、やはり野菜、果樹などの畑作振興の違いだと言わざるを得ない状況であります。

本市が主要農産物で県内ベストテンに入って いるものは、現在はスイカが6位でキュウリが 8位、生乳が9位であります。各地区で取り組まれ始まれていますキュウリやアスパラガス、イチゴ、トマトの水田転換、そして今後の勧進代地区における取り組みの一例の発展形として団地的畑地化の推進に今後とも可能性を追求していかなければならないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

鈴木良雄議長 竹田辰雄教育長。

なお、申し上げます。要点はまとめて簡素に お願いしたいと思います。

竹田辰雄教育長 それでは、ご質問にお答えし たいと思います。

まず最初に、(2)のご質問でございますが、 業者選定の経緯と判断の根拠は何かというご質 問でございますけれども、まず、業者選定の経 緯の方から申し上げたいと思います。

1月25日に工事等に準じて、長井市工事等指名競争入札参加資格者選定委員会を開催していただきました。そして、先ほどご指摘がございましたように、6社を選定していただいたところでございます。その内訳は、長井市に参加登録業者の登録をしてある会社が2社でございます。あとの4社は教育委員会にアプローチのあった会社でございます。あわせて6社を審査していただいたところです。

次に、6社から1社に絞り込んだ根拠でございますが、まず6社から提案書等の資料を提出していただきまして、2月26日にヒヤリングを行いまして、長井市学校給食調理等業務委託業者選定基準に基づいて1社に絞り込んだところでございます。

その審査項目としては、一つは学校給食に対する理解と取り組み、二つ目には安全衛生管理、三つ目は業務遂行能力、そして四つ目は受託実績、信用状況、以上、4項目にわたって審査評価をいたしました。1位に選定された業者につきましては、9名の選定委員の合計評価点が4

項目中3項目にわたって最高得点を得て、総合的にすぐれているという評価になったものでございます。

次に、随意契約の要件となるその項目、地方 自治法施行令167条の2のどの部分に該当する のかというご質問でございますが、167条の2、 第1項の2号に該当するというふうに押さえて いるところでございます。

それから、調理場の機械器具の使用はどのような形態になるかということでございますが、 学校給食の目的にのみ使用するわけでございますので、受託業者の方から使用申請書を出していただいて、市長の許可のもとに契約を結んで対応すると、使わせるという考えでいるところでございます。

(「無償で」と呼ぶ者あり)

竹田辰雄教育長 無償で対応するということでございます。

最後に、(3)の方でありますが、結局人材 派遣となるのではないかというご質問でござい ますが、12月議会の折にもご答弁を申し上げま したように、受託業者が受託業者の職員をみず からの指揮管理監督下において受託した学校給 食を完成させると。自分のところで持っている 経験であるとか技術であるとか、そういうもの を総動員して受託した学校給食を完成させると いうことで、いわゆる派遣事業ではなく請負と いう認識に立っているところでございます。

その根拠としては、労働者派遣事業と、請負の区分に関する基準というのが、当時の厚生労働省の方から告示という形で出されておりますので、それらを参考にしてそういう認識に立ったところでございます。

以上でございます。

鈴木良雄議長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをいたしたいと思い ます。

初めに、斎場の委託についてでございますが、

斎場の委託につきましては、平成16年度の委託 業者選定に当たりまして、12月議会におきまし て債務負担行為を設定いたしました。2月11日 に指名競争入札を行った結果、予定価格に達し ませんで、入札が不調ということになりました。 市といたしましては、財政再建中の厳しい市政 運営をしていることでありまして、市民の負担 増になる委託価格のつり上げというのはできな いことを基本に考えました。そしてもっと広い 分野からの業者選定すべきという判断で、入札 参加資格であります、火葬炉運転の経験が2名 以上配置できることと、それから委託業務遂行 に支障のない人員を配置できること、危険物取 扱資格の第4類を有する者1名以上を具備して いることをクリアできる、社団法人長井西置賜 地域シルバー人材センターを加えることを検討 いたしました。

また、業務委託の設計変更を行いまして、2月26日に1号審査委員会にお諮りをし、株式会社JAサービス置賜、武蔵屋、斎場管理組合、社団法人長井西置賜シルバー人材センターの4社を選定いただきまして、3月5日に入札会を執行いたしました。結果としましては、シルバー人材センターが消費税抜き価格600万9,200円で落札したものでございます。

この間の議会の議論はどのような整理をされたかというふうなことでございますが、14年2月当時、見積もり合わせによる随意契約という業者選定の手続が問題になったというふうに認識をいたしております。これにつきましては、債務負担行為をすることで進めてまいりました。また、市民がスタートラインに並べる一般競争入札にというふうなご提言もございました。しかし、この2年間JAというふうな形での指名競争入札が進めてまいりましたもので、このたびもそのようなことで最初の入札については、指名競争入札でしたものでございました。その後、不調ということでありますが、期間もない

という折でございましたので、再度の指名競争 入札をしたところでございます。

火葬従事職員に対する心づけのことがいろいるご議論になりました。火葬従事職員をやめさせるために民間委託をするのではないかというふうなご指摘があったというふうになりました。私としましては、長井市行財政推進改革実施計画によります事務管理公社の見直しという形で進めてまいったつもりでございます。そのとおりに実施をいたしました。今回は、最初は民間会社3社によります入札でございましたが、予定価格に達しませんで不調ということになったため、やむを得ず資格要件の調っているシルバー人材センターを加えたものでございます。

またシルバー人材センターは社団法人でございまして、他の自治体でも入札実績や受注実績があるとともに、何よりも議決をいただきました債務負担行為設定額の範囲内で委託ができるわけでございますので、市民に対しましても、負担増ということにはならないし、問題はないかというふうに思っているところであります。16年度は一たんは事務管理公社の運営にしては、

(「簡潔に」と呼ぶ者あり) 引き続きまして、ポイ捨て防止条例についての

考え方をご説明させていただきます。

最初に、ポイ捨てごみは増加しているのかということでございます。議員のおっしゃるように、コンビニのごみ箱の出現でポイ捨てをする方が少なくなったというふうなこともあろうかと思いますが、しかし、コンビニの出現でおにぎりやスナック菓子、ペットボトル等のごみがふえたということも言えるのではないかというふうに考えております。そして依然として、不法投棄が後を絶ちません。例えば、広域農道沿いや東山下の最上川沿い市道河川敷、寺泉地内の5号幹線沿いの農道では不法投棄がありまして、勧進代地区や川原沢地区など、ボランティアによりますごみ拾いでは多くのごみが回収さ

れているということを見ましても、ポイ捨てや 不法投棄が後を絶たないことがわかります。い ろんな地域でのボランティアによりますごみ拾 いをしたお話を聞きますと、いろいろそのたび に心を痛めてまいりました。

私はつつじ公園などでごみ拾いを子供会とする機会があるわけでありますが、その折、ベンチの後ろあたりに見えないところに吸い殻が多く散乱をしているというふうなことがありまして、市民の責務の中にも喫煙者の吸い殻入れの携帯を義務づけるということも記載をさせていただきました。犬のふんにつきましても、最上川堤防上沿いでは散乱をされている状況で、市民の方からも何とかならないのかという要望、苦情を再三受けているところでございます。そのようなことで、なかなかチラシ等だけでは対処できないというふうに考えたところでございます。

氏名の公表、過料を科すということは必要な のかということでございますが、本条例は環境 の美化を図るというものでございまして、ごみ が散乱した状況をいち早く解消する必要があり ます。実効性を考えた場合、罰則を科して解決 をするよりも、ごみを早く処理する方が趣旨に かなっているというふうに考えております。罰 則のかかわりにつきましては、廃棄物処理法と のかかわりがあります。法律は公衆衛生の向上 でありまして、不法投棄即罰金刑の対象でござ いますが、ポイ捨て防止条例としましては環境 の美化でございます。ポイ捨てされた分、回収、 勧告、命令、公表して告示をする、そして市で 撤去をしましてその手数料を課すというふうな ものでございます。公表というのはここでいう 罰則というふうに考えておりますが、しかし、 それは抑止力として必要なのではないかなと思 っているところでございます。

手数料の徴収につきましては、罰則ではござ いませんで、ごみを片づけたところの手数料と して、公平性からかかる費用については負担を いただくものでございまして、それを払わない 場合には過料というふうな形になります。

だれが啓発をするのかというふうなことにな りますが、環境美化委員というふうなことを啓 発として考えております。条例の第8条にもご ざいますように、啓発活動をしていただくもの でございまして、この条例の根幹をなすもので ございます。あやめ公園、つつじ公園、あるい は河川公園のごみ拾いをしていただいている団 体が多くございますし、まちなか散策ガイドの 方、あるいは市街地の訪問で案内をしていただ く方、あるいは清掃登山を企画実施されている 山岳団体もございます。エコネットであるとか、 最上川フォーラムという形でも、ごみには大変 苦心をなさっている団体もございまして、そう いった方々も含めて一般公募という形でごみ推 進員をお願いをしたいというふうに考えている ところです。

そして監視員というふうに形では、条例の中に監視体制を整備するというふうにうたっております。具体的には要綱になりますが、16条の立入調査をする指定職員がそれに当たるというふうに考えております。その指定職員には市の公共施設管理部局の職員というふうな形で道路管理者、河川管理者、公園管理者、あるいは生活環境の部局職員というふうな形で考えているところでございます。

あとチラシの配布というふうな部分で、選挙 等の広報及びチラシの配布がいろいろ規制され るのではないかというふうなお話でございます が、もちろん活動してはいけないということで はございませんですが、そこで散らかったチラ シなどは配布する方がその責任があるのではな いかと考えております。考え方は、街頭なので、 不特定の多数の方々に配布するというふうな場 合があります。そういった場合に、チラシを渡 された方は、みずからの意思でチラシをもらう のではなくて、チラシを配られるというふうな 形であります。そういった場合には、公共用地 等のところに放置をするということがあろうか と思いますので、そういった場合には、やはり 回収責任は配布チラシを配った方と、こう考え ているところでございます。

学習教材のチラシを児童に配るというふうな 例があります。児童にはそのチラシを管理する 能力がないというふうなことからすれば、やは り配った方が回収責任を負うというふうに考え ているところでございます。

今の時期に、なぜポイ捨て防止かということでございますが、長井市環境ISO14001取得をして環境に優しい施策の展開を考えております。また、環境基本計画におきましても、地域にきれいにする活動の展開を記載をしております。折しも最上川フットパス構想が展開をされまして、事業化が進められております。あわせて市街地の散策コースも水を生かしたまちづくりとして検討されている今日、環境の美化につきまして、ソフトの面からサポートするものでありまして、ぜひご理解をお願いをしたいというふうに思います。

以上でございます。

11番 髙橋孝夫議員 終わります。 鈴木良雄議長 ここで暫時休憩いたします。 再開は3時35分といたします。

> 午後 3時14分 休憩 午後 3時35分 再開

佐々木謙二議員の質問

鈴木良雄議長 休憩前に復し、会議を再開いた します。 市政一般に関する質問を続行いたします。 順位5番、議席番号5番、佐々木謙二議員。

(5番佐々木謙二議員登壇)(拍手) 5番 佐々木謙二議員 私は通告している2項 目につきまして、平成会を代表して、市長並び に財政課長に質問し、考え方を伺いたいと思い ます。

今、国が進める地方分権の推進、地方の「自主・自立」、三位一体の改革が地方自治体の予想をはるかに超えるスピードで進められ、平成16年度予算編成で財源不足が生じ、予算が組めない、予算を組むのに四苦八苦と、悲鳴や不満が各地の首長から続出しています。山形県も厳しい財政を考慮し、行財政改革と県行政のスリム化を図るねらいから、職員定数を288人に削減するとしています。これは40年前の水準に戻すとされるものです。

国や地方の財政事情、国の施策、動向は、国 の負担を軽減し、地方のことは地方でという 「自主・自立」を一層強く求めてくるのは必至 と思います。長井市予算の歳入で、一番高いウ エートを占めている地方交付税は、平成11年度 が最大の51億8,000万ほどあったものが、平成 16年度の見込みでは、地方交付税と臨時財政対 策債を含めても41億ほどと見込まれています。 最大時と比較すると、11億ほどの減額となって います。また、平成15年との単年度比較でも5 億ほどの大幅な削減となっています。長井市は、 平成13年度から財政再建団体に匹敵する行財政 改革、財政再建に取り組んできたと思いますが、 国の地方財政対策は、今後さらに厳しくなると ことと予測し、行財政改革の推進に努めること が肝心と思います。

山形県は職員定数を40年前の水準に戻すと言われていますが、私は職員数、給与体系、業務内容といった行政全般を40年前の水準に戻すような抜本的方策を講じなければ、地方自治体が「自主・自立」の道を歩むのが困難な時代に入